

“安全・安心なくらしを守る” 地域ネットワークみえ 会則

(名称)

第1条 この会は、「“安全・安心なくらしを守る”地域ネットワークみえ」(以下「ネットワークみえ」という。)と称する。

(目的)

第2条 この「ネットワークみえ」は、県民の食とくらし・いのち(医療)を守り、三重県民の安全・安心な生活と産業の発展により豊かな地域社会の維持を図っていくことを目的とする。

(活動)

第3条 この「ネットワークみえ」は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 三重県におけるさまざまな産業が果たしている役割とその活動のための仕組みやルールのあり方について県民自らが考え活動する取組み
- 2 国の施策や国際協定から三重県民の安全・安心なくらしを守る取組み
- 3 その他目的を果たすために必要な取組み

(構成員)

第4条 この「ネットワークみえ」は、第2条の目的に賛同する団体・組織によって構成し、自由に参画することができることとする。

(世話人会)

第5条 この「ネットワークみえ」に、世話人を置き、世話人会を構成する。

- 1 世話人は加入団体・組織の代表者の中から若干名を選出する。
- 2 世話人の中から互選により代表世話人を選出し、代表世話人は協議のための召集を行い、世話人会の座長を務める。
- 3 活動に必要な具体的事項については、世話人会の協議による。

(事業経費)

第6条 この「ネットワークみえ」の活動経費については、必要に応じ、世話人会の協議のうえ構成員等が負担する。

(事務局)

第7条 この「ネットワークみえ」の事務を処理するため事務局を置く。

- 1 事務局は、構成員の職員等の中から数名を委嘱する。

附則

この会則は、平成25年5月27日から施行する。